

令和7年12月1日

（仮称）千代田区多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

（設置）

**第1条** （仮称）千代田区多文化共生推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、（仮称）千代田区多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 推進プランの策定に向けた多文化共生施策への提言・検討
- （2） 多文化共生実現のための施策の推進に関すること。
- （3） その他、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項

（構成）

**第3条** 委員会は次に掲げる者又は機関のうちから、区長が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 日本人区民代表者
- （3） 外国人区民代表者
- （4） 区内の各種団体・機関等関係者
- （5） その他区長が必要と認める者

（委員の任期等）

**第4条** 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進プランが策定された日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

（委員長等）

**第5条** 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がそ

の職務を代理する。

(委員会)

**第6条** 委員会の招集は委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、地域振興部国際平和・男女平等人権課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。